

令和4年度 第22回庁議要旨

日時：令和5年2月27日（月）
午前9時～午前9時45分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市市政功労者の再表彰について（総務部）

市政功労者の表彰については、石巻市表彰に関する条例及び石巻市表彰に関する条例施行規則に基づき行っており、異なる功績であっても一度表彰された者については、再表彰しないこととしている。

石巻市市政功労表彰の再表彰制度について、明確な規定を定めることにより、長年、多岐に渡る分野で市政の振興に寄与された方々の功績を讃えるもの。

(1) 主な内容

石巻市表彰に関する条例第3条の規定により表彰されたものが、異なる分野で更に功績があったときは、重ねて表彰することができることとするもの。

(2) 今後の予定

令和5年3月 石巻市表彰に関する条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）

2 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免措置期間の延長について（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税（料）を減免してきたが、今般、令和4年度相当分の保険税（料）で、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に納期限が到来するものについても財政支援の対象とする取り扱いが示された。

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

ア 減免対象者の要件、減免割合及び減免の実施方法については従前のおり。

イ 減免の対象となる保険税（料）

令和4年度の保険税（料）のうち、令和5年4月以降に納期限が設定されているもの。

（令和6年3月31日まで）

(2) 今後の予定

令和5年3月 市議会第1回定例会に新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）

3 石巻市障害者等日常生活用具給付事業の見直しについて（保健福祉部）

日常生活用具給付事業については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」により、市町村が地域の障害者ニーズを勘案の上、必要種目及び給付基準価格等を決定できる柔軟な運用が可能となっていることから、本市においても「石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱」を制定し、給付を行ってきている。

近年、生活の質の変化や障害者の日常生活用具に対するニーズが多様化していることから、本市においても給付種目拡充を図ってきたところであるが、今般、アンケート調査を実施したところ非常用電源の追加について要望があった。

障害者ニーズに考慮した給付種目を追加することで、障害者の生活の質の向上を図るとともに、経済的負担の軽減に資するもの。

(1) 主な内容

ア 給付種目の追加

正弦波インバーター発電機（給付上限額120千円、助成回数10年に1回）

ポータブル電源（蓄電池）（給付上限額60千円、助成回数6年に1回）

イ 給付種目対象者の追加

以下の要件をすべて満たすもの

- ① 身体障害者手帳の交付をうけたもの、または障害者総合支援法の対象となる難病のいずれかの疾患に罹患しているもの
- ② 人工呼吸器、酸素濃縮器、電気式たん吸引器、ネブライザー等、電気式医療機器を使用しているもの
- ③ 市民税所得割額が460千円以上のものが世帯にいないこと

(2) 今後の予定

令和5年3月 石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

4月～ 市ホームページ、市報等による周知

4 宮城労働局との雇用対策協定の締結について（産業部）

厚生労働省では、地域の雇用対策について、国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮しながら、一体となって総合的に取り組むため、雇用対策協定の締結を推進している。

先般、厚生労働省宮城労働局より雇用対策協定を締結したいとの申出があり、連携事項等について協議を行ってきた。

同局との協議が調ったことから、雇用対策協定を締結し、効果的かつ効率的に雇用対策に取り組み、人材確保や人材育成の推進、高齢者の就業機会の確保、若年者の就業と定着・定住の推進等の実現を通じて、持続可能で活力ある地域社会の形成を図るもの。

(1) 主な内容

ア 事業内容

具体的な取組については、事業計画として毎年度定めるものとし、事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の検証等は、石巻市及び宮城労働局が共同で設置する「石巻市雇用協定運営協議会」が実施する。

※令和5年度事業計画案における重点事項は以下のとおり。

- ① 若者の雇用対策
- ② 高齢者の就職支援
- ③ 人材確保支援及び人材育成の推進
- ④ 働き方改革の推進、魅力ある職場の環境整備及びワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑤ 全員参加型社会の実現に向けた取組の強化（就労困難者への支援）
- ⑥ 企業誘致の推進及び立地による雇用の創出
- ⑦ 雇用関係情報の共有・発信

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和6年3月31日まで（以降1年ごとに自動更新）

(2) 今後の予定

令和5年3月20日 協定締結式

5 優良家畜導入資金貸付金の見直しについて（産業部）

畜産業の振興発展を図るため、優良種畜及び肥育用素畜の導入事業を実施する農業者に対し、家畜の導入に必要な資金を貸し付けることを目的とした石巻市優良家畜導入資金貸付基金を設置している。

近年の肉用牛導入価格は80万円を超える状況となっているが、本基金の貸付については、1経営体当たりの上限度額を100万円、上限度頭数を2頭と定めているため、肉用牛導入にあたっては、1経営体当たり1頭分のみの導入資金に限定されてしまうことから、民間等の家畜導入に利用できる資金等と比較して、優位性が低いため、本基金が活用されない状況となっている。

上限度額、限度頭数を拡充することにより、利用を促進し、基金の有効活用を図る。

(1) 主な内容

本基金における貸付対象となる畜種は、繁殖又は搾乳に供するホルスタイン種雌牛（乳用牛）、繁殖に供する黒毛和種雌牛（肉用牛）、繁殖に供する豚（豚）、肥育に供する黒毛和種（肉用育成牛）であるが、基金の利用拡大を図るため、畜種ごとの限度額、限度頭数を以下のとおり拡充する。

		現行	拡充案
種畜	乳用牛	限度額	100万円
		限度頭数	2頭
	肉用牛	限度額	300万円
		限度頭数	2頭
	豚	限度額	60万円
		限度頭数	2頭
肥育用素畜	肉用育成牛	限度額	100万円
		限度頭数	2頭

(2) 今後の予定

- 令和5年 3月 石巻市優良家畜導入資金貸付基金条例施行規則の一部改正
(施行予定年月日：令和5年4月1日)
4月 改正後の条例施行規則により基金の運用開始

[報告事項]

1 総合交通計画に基づく住民バス路線の再編について（桃生地区）（復興企画部・桃生総合支所）

昨年度末に策定した石巻市総合交通計画に基づき、市内の住民バス（乗合タクシー含む）及び市民バスについて、運行ルートや運行手法等についての見直し作業を進めている。

今年度新たに過疎地域に指定された桃生地区の住民バス路線については、定時定路線で運行してきたところであるが、利用者数が低迷し、運行協議会に対する本市からの補助金が増加傾向にあった。

総合交通計画に基づき、地域住民の利便性向上と効率的な運行方法に転換することを目的に、運行事業者や関係機関と検討を進めてきたところ、再編案の協議が調ったことから、路線再編に向けた実証運行を開始するもの。

(1) 主な内容

ア 「桃生イオンモール石巻線」乗り換え無しで市街地までの移動を可能とする再編

桃生総合支所から上品の郷までの間を運行していた「桃生上品の郷線」について、住民の利便性向上を目的に、「鶴家～上品の郷」区間を廃止し、新たに着地点をイオンモール石巻に設定し、名称を「桃生イオンモール石巻線」として運行するもの。（ミヤコーバス路線との重複を避けるため、三陸自動車道を走行し、石巻赤十字病院には停車しない。）

- ① 運行主体 桃生地区住民バス運行協議会
- ② 運行业者 株式会社桃生交通
- ③ 運行日 平日のみ（12月29日～1月3日は運休）
- ④ 運行便数 3往復
- ⑤ 運行経路 桃生総合支所～イオンモール石巻（停留所20か所）
- ⑥ 運行車両 マイクロバス（29人乗り）
- ⑦ 運賃 200円～600円
- ⑧ 実施日 令和5年4月1日～（ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
は実証運行期間とし、実証開始から半年後に利用状況を分析し、必要に応じて中
間見直しを行う。）

イ 地域内（桃生地区内）限定のワンコインタクシー導入

利用が低迷していた地域内線「太田檜崎線」及び「倉埜永井線」を廃止し、運行曜日・時間内であれば、町内どこへでも片道500円でタクシーを利用できる定額（ワンコイン）タクシーを導入するもの。

- ① 運行主体 桃生地区住民バス運行協議会
- ② 運行業者 株式会社桃生交通及び佳景山タクシー
- ③ 運行日 月・水・金曜日 午前8時～午後5時
(祝日及び12月29日～1月3日は運休)
- ④ 運行範囲 桃生地区内での乗降
- ⑤ 運行車両 小型タクシー車両(セダンタイプ5人乗り)
- ⑥ 運賃 一律：1運行500円
- ⑦ 実施日 令和5年4月1日～(ただし、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
は実証運行期間とし、実証開始から半年後に利用状況を分析し、必要に応じて中間見直しを行う。)

※いずれの運行に対しても、「住民バス及び乗合タクシー運行費補助金交付要綱」に基づき、経常費用から経常収入を差し引いた額を本市が補助する。

(2) 今後の予定

- 令和5年 4月 実証運行開始
- 10月 利用状況の分析と必要に応じた中間見直し
- 令和6年 4月 本格運行開始予定

2 みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーンの実施期間延長について(復興企画部)

宮城県では、結婚を希望する独身男女を支援するため、AIを活用したマッチングシステムを導入した「みやぎ結婚支援センター『みやマリ!』」を令和3年9月から開設し、会員登録制のマッチング支援や婚活イベント等を実施しており、現在、本市では登録料11,000円の半額を補助している。

県では、みやぎ結婚支援センター開設から1年が過ぎ、登録者数の割合が低い20歳代を対象に、令和4年11月14日から令和5年2月28日までの期間限定で、登録料半額キャンペーンを実施しているが、この度、3月31日までキャンペーン期間を延長した。

20歳代の登録会員の増加を図るため、県のキャンペーン期間延長に合わせ、本市のキャンペーン実施期間を延長し、半額となった登録料5,500円の全額を補助することにより、結婚を希望する独身者への支援を拡充し、未婚・晩婚化の抑制を図るとともに、本市への移住・定住者の増加を促進するもの。

(1) 主な内容

- ・みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン実施期間の延長

宮城県が実施している、20歳代を対象とした登録料半額キャンペーンの期間延長に伴い、本市で実施している半額となった登録料5,500円の全額補助の実施期間を延長するもの。

[期間] 変更前：令和4年11月14日から令和5年2月28日まで

変更後：令和4年11月14日から令和5年3月31日まで

[対象者] 20歳代の男女(実施期間中に誕生日を迎え30歳になる方も対象)

(2) 今後の予定

- 令和5年2月 みやぎ結婚支援センター利用促進キャンペーン実施期間延長の周知開始

3 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について（保健福祉部）

新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者（被用者に限る）に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援における支給基準に基づき適用期間の終期を令和5年3月31日までとじていたところであるが、今般、国より令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、本取扱いを令和5年5月7日まで延長する方針が示された。

国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することにより、国民健康保険に加入する被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図る。

(1) 主な内容

石巻市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和5年5月7日まで延長する。

なお、対象者、支給要件等は従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和5年3月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）

【その他】

- ・マイナポイント受付支援窓口におけるソフトウェアの使用について（復興企画部）
- ・公共交通チャレンジデーの職員アンケート結果について（復興企画部）
- ・マイナンバーカード申請手続きの臨時支援窓口の設置について（市民生活部）

以上